



iGAAP in Focus

財務報告

2023年9月

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したもので す

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB、年次改善プロセスの一環として IFRS 会計基準の修正を提案する

準の年次改善(第 11 巻) | (ED) を解説する。

目次

背景

修正案

発効日およびコメント 期間

さらなる情報

• IASB は、年次改善プロセスの一環として、IFRS 会計基準の修正案の ED を公表した

本 iGAAP in Focus では、2023 年 9 月に国際会計基準審議会 (IASB) から公表された公開草案「IFRS 会計基

• 以下の修正が提案されている。

-IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」

» 初度適用企業によるヘッジ会計

-IFRS 第 7 号「金融商品:開示」

» 認識の中止に係る利得または損失

»公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示

»信用リスクの開示

-IFRS 第 9 号「金融商品」

»リース負債の認識の中止

»取引価格

-IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

»「事実上の代理人」の判定

-IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」

» 原価法

• ED には発効日は含まれていない。本修正の早期適用は、認められることが提案されている。企業が本修正を早期適用する場合、その旨を開示しなければならない。

• ED のコメント期間は、2023年12月11日に終了する。

詳細は、下記 Web サイト参照

www.iasplus.com www.deloitte.com www.deloitte.com/jp/ifrs

背景

IASB は、年次改善プロセスの一環として IFRS 会計基準の修正を提案する ED を公表した。これらの年次改善案は、十分に軽微であるかまたは範囲が狭いため、それらの修正が関連していなくても、一緒にまとめて 1 つの文書で公開された。年次改善は、IFRS 会計基準の文言を明確化するか、または比較的軽微な意図せざる帰結、見落としもしくは基準の要求事項間の矛盾を訂正または修正する変更に限定される。

修正案

初度適用企業によるヘッジ会計 (IFRS 第1号 国際財務報告基準の初度適用 lの修正案)

利害関係者は IASB に、IFRS 第 1 号 B6 項の文言と IFRS 第 9 号「金融商品」におけるヘッジ会計の要求事項との間の不整合から生じる混乱の可能性について報告した。IFRS 第 1 号 B6 項はヘッジ会計の「条件」に言及しているが、IFRS 第 9 号のセクション 6.4 はヘッジ会計の「適格要件」を定めている。IFRS 第 1 号 B6 項は当初、IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」のヘッジ会計の要求事項と整合するように書かれていた。

この問題に対処するため、IASB は、IFRS 第 9 号の要求事項との整合性を向上させるために IFRS 第 1 号 B5 項および B6 項を修正し、IFRS 第 1 号のアクセスのしやすさおよび理解可能性を向上させるために IFRS 第 9 号 6.4.1 項への相互参照を追加することを提案する。

認識の中止に係る利得または損失(IFRS 第7号「金融商品:開示」の修正案)

2011 年 5 月、IASB は IFRS 第 13 号「公正価値測定」を公表し、いくつかの IFRS 会計基準に結果的修正が行われた。当該修正には、IFRS 第 7 号 27 項から 27B 項の削除が含まれていた。しかし、IFRS 第 7 号 B38 項において、IASB は、IFRS 第 13 号の公表後に使用されない IFRS 第 7 号 27A 項へ参照を削除することを省略した。

したがって IASB は、IFRS 第7号 B38 項において使用されない相互参照を更新することを提案する。

公正価値と取引価格との間の繰延差額の開示(IFRS 第7号の適用ガイダンスの修正案)

IASB は、IFRS 第 13 号を公表した際、IFRS 第 7 号 28 項の文言を IFRS 第 13 号で使用されている概念および用語に合わせるために修正した。しかし、 IASB は、IFRS 第 7 号 28 項の開示要求の一部を例示する IFRS 第 7 号 IG14 項の修正を省略した。その結果、IFRS 第 7 号 IG14 項の文言の一部は、IFRS 第 7 号 28 項の文言と整合しない。

この問題に対処するため、IASB は、IFRS 第7号28項との整合性を向上させるために、IFRS 第7号 IG14項を修正することを提案する。

「はじめに」および信用リスクの開示(IFRS 第7号の適用ガイダンスの修正案)

利害関係者は IASB に、IFRS 第 7 号 IG20C 項が IFRS 第 7 号 35M 項のすべての要求事項を例示していないことを記載していないため、明確性が欠如している可能性があると報告した。 さらに、IFRS 第 7 号 35H 項と 35I 項の要求事項の適用を例示する IFRS 第 7 号 IG20B 項は、「この例は、購入また組成した信用減損金融資産に関する要求事項は示していない」と記述している。 利害関係者は IASB に、この記述により、IFRS 第 7 号 IG20C 項においても IFRS 第 7 号 35M 項の特定の要求事項を例示していないと記述することを、読者が期待する可能性があると報告した。

これらの問題に対処するため、IASB は、IFRS 第 7 号 IG1 項を修正し、本ガイダンスが IFRS 第 7 号のすべての要求事項を例示しているわけではないことを明確にする記述を追加することを提案している。IASB はまた、IFRS 第 7 号 IG20B 項の文言を簡素化するために修正することも提案している。

リース負債の認識の中止(IFRS 第9号の修正案)

利害関係者は IASB に、リース負債の認識の中止に関する借手の会計処理に関する明確性の欠如について報告した。IFRS 第 9 号 2.1 項(b)(ii)には、IFRS9 号 3.3.1 項への相互参照が含まれているが、IFRS9 号 3.3.3 項への相互参照は含まれていない。IFRS 第 9 号 3.3.3 項への相互参照がないことは、借手のリース負債が消滅し、借手が当該負債を財政状態計算書から除去したときに行う対応する修正に影響を与える可能性がある。一部の利害関係者は、借手が IFRS 第 9 号 3.3.3 項に従って純損益にリース負債の消滅による利得または損失を認識しているかどうか、または IFRS 第 16 号「リース」に従って、認識されている使用権資産に対応する修正を行うなどの別の方法で認識するかどうかが明確ではないと IASB に報告した。

この問題に対処するため、IASB は、IFRS 第9号2.1項(b)(ii)を修正し、IFRS 第9号3.3.3項への相互参照を追加することを提案する。

取引価格 (IFRS 第9号の修正案)

利害関係者は、IFRS 第9号付録 A において、IFRS 第15号「顧客との契約からの収益」における「取引価格」の定義への参照から生じる混乱の可能性について IASB に報告した。「取引価格」という用語は、IFRS 第9号の一部の項で使用されているが、その意味は IFRS 第15号における当該用語の定義と必ずしも整合しない。

したがって IASB は、基準における「取引価格」という用語の使用を明確にするために、IFRS 第 9 号 5.1.3 項および IFRS 第 9 号付録 A を修正することを提案する。

「事実上の代理人」の判定 (IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の修正案)

利害関係者は IASB に、IFRS 第 10 号 B73 項と B74 項の要求事項は、状況によっては矛盾する可能性があると報告した。IFRS 第 10 号 B73 項は、「事実上の代理人」を投資者のために行動する当事者として言及し、他の当事者が事実上の代理人として行動しているかどうかの判断には判断が必要であると規定している。しかし、IFRS 第 10 号 B74 項の第 2 文には、より決定的な文言が含まれており、投資者の活動を指図する人々が当事者に対して投資者のために行動するよう指図する能力を有する場合、当該当事者は事実上の代理人であると規定している。

この問題に対処するため、IASB は、IFRS 第 10 号 B74 項を、より決定的でない表現を用いるように修正し、IFRS 第 10 号 B73 項と整合させることを提案する。

原価法(IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案)

2008 年 5 月、IASB は、「子会社、共同支配企業または関連会社に対する投資の原価」を公表することにより、IFRS 会計基準を修正した。これらの修正の一環として、IASB は IFRS 会計基準から「原価法」の定義を削除した。しかし IASB は、IAS 第 7 号 37 項から「原価法」という用語への参照を削除しておらず、これは見落としであった。

したがって IASB は、IAS 第7号37項を修正し、「原価法」という用語を「取得原価で」に置き換えることを提案する。

発効日およびコメント期間

ED には発効日は含まれていない。改正の早期適用が認められることが提案されている。企業が本修正を早期適用する場合、その旨を開示しなければならない。

ED のコメント期間は、2023年12月11日に終了する。

さらなる情報

本修正案についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

iGAAP on DART では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の <u>sustainability reporting</u> は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、ここをクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、
ここをクリックしてください。

Deloitte. トーマツ.

デロイトトーマッグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマッ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッコンサルティング合同会社、デロイトトーマップアイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマッ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマッグループ合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマッグループは、日本で最大級のブロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンパーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンパーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、パンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンブール、マニラ、メルボルン、ムンパイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500*の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらずプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧くだい。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンパーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301